

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護および行動援護については、利用者数はほぼ計画どおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることになります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をするなど精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぼの家が制度改正により障がい福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、主に精神障がい者を中心とした利用者の増加が見られましたが65歳到達による介護保険制度への移行も進められ、人数については横ばい状態となりました。また、福祉有償運送事業所が対象障がいを拡充したため、通院介助等のサービスと併用しながらの利用が見られました。

視覚障がい者対象の同行援護や知的障がい者等を対象とした行動援護の利用者数については、例年、4人から6人程度の利用実績となっております。なお、重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用の実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

滝川市内で一つの自立生活訓練および就労移行支援事業所が廃止されましたが、新たに生活介護、自立生活訓練や雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が開設されるなど、計画期間内で市内事業所が増加し、これら施設整備に伴い利用者の増加が顕著に見られました。

また、重症心身障がい児者対象の滝川通園事業所たんぽぽの家が旧国保病院から新設移転され拡充が図られました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化されるなど制度の改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備され、利用者も増加しております。施設入所者については減少傾向を示し、平成28年度77人と平成18年度から比べて20人減少した状況です。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

滝川市内や近郊にも事業所が新設され、利用者の増加が見られました。特に放課後等デイサービスの利用者増加が顕著に見られ、児童一人あたりの利用日数も増えている状況です。

また、滝川通園事業所たんぽぽの家も滝川市を中心とした中・北空知圏域の重症心身障がい児を対象に通所サービスを実施しており、より拡充されることを期待しております。

■地域生活支援事業

市町村事業の地域生活支援事業については、移動支援事業で今まで利用のなかった重症心身障害者の利用の実績がありました。意思疎通支援事業では、診察など医療現場での手話奉仕員派遣が主なものとなっております。

また、障がい者への理解を深めてもらうための理解促進事業については継続実施し、成年後見制度利用支援事業についても新たな利用実績がありました。

《参考》

第5期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

全般的な人口減少に伴う利用者の減や高齢化の影響から介護保険サービスへ移行する方の増が続いており、また、在宅からグループホームへ生活の拠点を移す方も増えていることから、居宅介護等訪問系サービスの利用は減少傾向にあります。

そのような中、新たな居宅介護事業所が開業され、利用者の選択肢が広がっている現状は望ましく、今後も訪問系サービスの充実が期待されます。

■日中活動系サービス

新たな就労継続支援B型事業所の開業や、自立訓練（生活訓練）事業所の自立訓練と就労継続支援B型と併せた多機能型の事業所への転換など、利用者にとって日中活動の場の選択肢が広がっています。

また、就労移行支援や就労継続支援のサービス利用後一般就労につながった方に対して、平成30年度に創設された就労定着支援の利用が一定数あり、一般就労の継続のために制度が活用されています。

■居住系サービス

市内96室のグループホームが整備されていますが、滝川市内外でグループホームの利用者は増えており、地域で生活するという利用者の希望に応じることができるよう滝川市内におけるより一層のグループホーム整備が期待されます。

施設入所については、減少傾向にありますが、今後も利用者の状況や希望に応じ、地域移行等が進められることが期待される一方で、入所を希望される方に対しても関係機関と連携の上対応を進めました。

■障がい児通所支援

滝川市内に児童発達支援と放課後等デイサービスに対応する施設が2施設整備され、利用者の選択肢が広がっています。

関係機関の連携により、児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行等もスムーズに実施されており、全体で利用者を支援する体制がとられています。

■地域生活支援事業

これまでも必須事業を中心にサービスの提供を行ってきており、各サービスともに継続的に利用されています。今後においても地域で生活する障がい児者のニーズの把握に努め、効果的な取り組みとなるよう事業を進めます。

■自立支援協議会

障がい者総合支援ネットワーク会議から発展させた自立支援協議会について、事務局会議の立上げ、研修の実施や困難事例の個別ケース検討など活動の在り方についての協議・検討を行い、活性化を図りました。

第6期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

グループホームの利用を希望する方が増えている状況や介護サービスへの移行の影響から、訪問系サービスの利用量は当初見込みを若干下回る結果となりました。ただ、これまで当市において利用実績がなかった重度訪問介護の利用がありました。

■日中活動系サービス

市内外の就労継続支援事業所の増加に伴い、A型・B型ともに就労継続支援の利用量は見込みを大きく上回り、就労機会の提供や生産活動への参加、更には一般就労への移行といったニーズが高まっていると言えます。

その他の日中活動系サービスは総体的に見込量を若干下回りましたが、短期入所にあっては1人あたりの利用日数が増加していることから、レスパイト利用等のニーズが高まっていると思われます。

■居住系サービス

グループホームの整備戸数と利用者が増えており年々増加しています。生活上の見守りや援助を受けながら生活できるグループホームは、利用者の精神的・身体的な安定を提供するだけでなく、社会生活上の自立や家族からの援助が困難な方も安心して生活が送れることから、利用希望者が増加しています。

施設入所については若干減少傾向にあり、国の指針でも地域移行等を進める方向性が示されておりますが、入所を希望される方に対しても関係機関と連携しながら対応を進めていく必要性があります。

■障がい児通所支援

滝川市内に児童発達支援と放課後等デイサービスに対応する施設が新たに整備され、当初見込みよりも大幅な利用がありました。特に放課後等デイサービスの利用の増加は大きく、地域社会参加や集団生活による成長や孤立の防止が期待できることに加え、安心して子どもの見守りや援助が受けられるといった側面も利用増加の要因であると思われます。

それに合わせて障がい児相談支援についても利用量が増加していることから、提供体制の更なる充実が期待されます。

■地域生活支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、一部事業につきましては実施することができませんでしたが、今後においても地域で生活する障がい児者のニーズの把握に努め、効果的な取組となるよう事業を進めます。

(資料1)

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	稲 垣 雄 一	
2	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
3	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	
4	滝川市医師会	小 西 勝 人	委員長
5	滝川市歯科医会	中 村 光 宏	
6	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
7	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	副委員長
8	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
10	滝川青年会議所	澤 川 朋 之	
11	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
12	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	

（資料2）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2） 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3） 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4） 健康管理に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成29年6月3日から施行する。

(資料3)

滝川市自立支援協議会
障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川心身障害児者を持つ親の会	藤 本 文 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	
5	滝川市民生委員児童委員連合協議会	関 戸 和 幸	
6	滝川地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	
7	社会福祉法人 滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
8	社会福祉法人 滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
9	特定非営利活動法人 若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
10	特定非営利活動法人 凧汐	立 野 克 佳	

(資料4) 計画策定の経過

月 日	内 容
R5年 9月29日	第1回保健医療福祉推進市民会議
5年11月15日	第1回計画策定委員会にて意見交換
5年12月14日	第2回計画策定委員会にて計画(素案)について意見聴取
5年12月27日	第2回保健医療福祉推進市民会議
R6年 1月31日	第3回保健医療福祉推進市民会議